

産後ケア事業について



「産後に手伝ってくれる人がいなくて不安」「赤ちゃんのお世話の仕方がわからない」
「出産と子育ての疲れで体調がすぐれない」など、産後に困っていることはありませんか？
産後ケア事業では、安心して子育てができるための支援を行います。

●○利用できる方●○

御船町に住民票がある、産後 1 年以内の
お母さんと赤ちゃんで次のいずれかに該当する方

- 産後に心身の不調又は育児不安等がある方
- 家族等から十分な育児等の援助が受けられない方

○感染症にかかっている方、医療が必要な方は対象外になります。

●○サービスの内容●○

- 母親の身体的ケア及び保健指導・栄養指導
- 母親の心理的ケア
- 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）
- 育児の手技についての具体的な指導及び相談
- その他必要な保健指導・相談

●○利用料・利用回数・利用施設●○

宿泊型

○利用料

7,000 円／泊

非課税世帯 2,000 円

生活保護世帯 無料

○利用回数

3 泊まで

○利用施設

まつばせレディースクリニック

訪問型

○利用料

1,000 円／回

非課税、生活保護世帯 無料

○利用回数

5 回まで（2 時間以内/回）

○利用施設

- ・産後ケアハウス baby smile
- ・Koga 助産院
- ・いずみ助産所



●○注意事項●○

○宿泊施設までの交通費は
実費負担となります。

○訪問型を利用する場合は、
駐車場を確保してください。

○御船町から転出した場合には
利用できません。

●○問い合わせ先●○

御船町健康づくり保険課 健康推進係

096-282-1602

〒861-3296 御船町御船 995-1

（御船町保健センター）

ご利用を希望される方は、裏面の利用方法をご覧ください。

●○利用申請●○

事前に、保健センター窓口申請書を提出してください。妊娠32週から申請できます。

申請時に
必要なもの

1. 産後ケア事業利用申請書兼同意書

2. 母子健康手帳

※利用料の減額を希望される場合で、転入等の理由により、御船町で課税状況が確認できない場合は、世帯の課税状況を証明する書類

●○利用決定●○

産後ケア事業利用の承認または却下についての書類を郵送します。

●○サービス利用●○

○事前に希望される施設に連絡をして、予約をして利用してください。

○予約の際は、「御船町の産後ケア事業」と伝えてください。

○利用料は利用施設に直接お支払いください。

利用時に
必要なもの

1. 産後ケア事業利用承認通知書

2. 母子健康手帳

3. 健康保険証

4. こども医療費受給者証

5. その他、利用施設から案内があったもの

※宿泊の場合、着替えオムツ、ミルク、哺乳瓶、スリッパ



利用施設一覧

	機 関 名	電 話 番 号	住 所
宿泊型	まっばせレディースクリニック	0964-34-0303	宇城市松橋町松橋689-1
訪問型	Koga助産院	090-6868-0323	御船町上野 1536
	いずみ助産所	090-1878-8397	益城町広崎 802-20
	産後ケアハウスBaby Smile	090-1084-8982	益城町広崎 925-7